

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6年 4月24日(水) 午後6:30～ 7:10

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 藤川 達也
○ 上山光重	事務員 谷口 亮太郎
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博 欠	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之 欠	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条
- ・ 報告第3号 現地証明
- ・ 報告第4号 農地等の利用状況報告
- ・ 西粟倉村農業振興地域整備計画の軽微な変更

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可 ・ 不許可

6. 内容

<p>事務局長</p>	<p>それでは、4月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。まずは、事務局から人事異動に伴う担当者の変更について紹介させていただきます。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(担当者変更の案内と自己紹介)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号1番の神原委員と2番の小椋委員をお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 P2          基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。          今回、4件の申請がありました。全て新規の設定となります。</p> <p>■申請番号2-2番（使用貸借） 7筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏          利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号2-5番（使用貸借） 3筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏          利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏          なお、本件については報告事項第2号の合意解約により設定させることになっていま          す。</p> <p>■申請番号2-6番（使用貸借） 4筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏          利用権の設定をする者 岡山県●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号2-91番（使用貸借） 1筆          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏          利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>以上、各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を5～13ページに添付して          おりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>

<p>(意見聴取)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告第1号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 P14</p> <p>農地法第3条の3の相続等による権利移動の届出です。</p> <p>■報告番号90番 10筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>詳細は、15～29ページになります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>報告第1号について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴取)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>無いようでしたら、次に報告第2号について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第2号 P30</p> <p>農地法第18条第6項の規定による賃借の合意解約の届け出です。</p> <p>■報告番号4番 3筆</p> <p>先ほどの議案第1号中に説明したものになります。</p> <p>貸付人 ●●●氏</p> <p>仮受人 ●●●氏</p> <p>詳細は、P31に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>報告第2号について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴取)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>無いようでしたら、次に報告第3号について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第3号 P33</p> <p>今回、3件の現況証明の申請がありました。</p> <p>■申請番号85番 1筆</p> <p>●●●氏 代理人司法書士●●●氏からの西栗倉村●●●番地の非農地証明の申</p>

	<p>請についてです。</p> <p>本件は、「平成●年に父・●●●氏が息子・●●●氏に対し、西粟倉村●●●番地の田の半分を売却した。●●●氏は、平成●年に本件土地を分筆登記し、購入した土地の上に農業用倉庫を建て、現状に至った。(P34 内容を引用)」という事情で非農地証明の申請がありました。</p> <p>会長、会長代理、及び田中委員により現地確認を行い、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準に照らし、宅地と判定しました。</p> <p>詳細は33～43ページに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p><b>■申請番号 86 番 P44</b></p> <p>法務局津山支局から●●●氏が所有している西粟倉村●●●番地の現況照会の申請がありました。地目は田となっていたが、会長、会長代理、及び萩原委員により現地確認を行い、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準に照らし、現況は宅地として判定しました。</p> <p>詳細は44～47ページに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p><b>■申請番号 89 番 P48</b></p> <p>法務局津山支局から●●●氏が所有している西粟倉村●●●番地の現況照会の申請がありました。地目は全て畑となっていたが、会長、会長代理、及び田中委員により現地確認を行い、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準に照らし、現況は雑種地として判定しました。</p> <p>詳細は49～51ページに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	報告第3号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	特になし。
会長	無いようでしたら、次に報告第4号について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p><b>■報告事項第4号 P52</b></p> <p>農地法第6条の2の規定による報告になります。</p> <p>農地所有適格法人以外の法人が、農地法・農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、農地等の耕作権の設定を受けた場合、毎年、報告することとなっております。</p> <p>報告対象は、イチゴの施設農地となっており、管理についても概ね良好と思われます。</p> <p>以上です。</p>
会長	報告第4号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	

特になし。	
会長	無いようでしたら、次に報告第5号について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について P54 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項による用途区分の変更の報告になります。</p> <p>■番号1 2筆 事業計画者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 土地所有者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■番号2 1筆 事業計画者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 土地所有者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件につきましては、現在の用途は田になっております。●●●氏が養鶏を新事業として行うに際し、まず、上記の3筆に鶏舎など養鶏にかかわる施設を建設するという構想を練られています。農振地ではありますが、用途区分が農業用施設であることから、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第2号の規定により、軽微変更該当することから、農振除外について報告のみとなります。</p> <p>詳細は、P55-58に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告第5号について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆) 特になし	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① 農業振興助成事業</p> <p>② 農林業センサス実施の協力依頼（総務企画課長より説明）</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---